

中町「道の駅」業務仕様書・指定管理者応募に関する様式集 訂正箇所

該当箇所	正	誤
業務仕様書 p 33 8 環境衛生管理に関する業務 └ (2) 建築物環境衛生管理に関する業務 └ ①業務の目的	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下、「建築物衛生法」という。）に基づき、「道の駅」内を美しく衛生的に保つことに努めてください。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下、「建築物衛生法」という。）に基づき、「道の駅」内を美しく衛生的に保つこととします。
業務仕様書 p 33 8 環境衛生管理に関する業務 └ (2) 建築物環境衛生管理に関する業務 └ ②業務の内容 └ (ア) 基本方針	建築物衛生法における建築物環境衛生管理基準及び空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準等に基づき、適切に環境衛生・清掃業務を実施することを努力義務とします。	建築物衛生法における建築物環境衛生管理基準及び空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準等に基づき、適切に環境衛生・清掃業務を実施することを原則とします。
業務仕様書 p 33 8 環境衛生管理に関する業務 └ (2) 建築物環境衛生管理に関する業務 └ ②業務の内容 └ (エ) 害虫駆除	食料を取り扱う区域及び排水系統、廃棄物の保管設備周辺等のねずみ等が発生しやすい箇所について、2ヶ月に1回、生息状況等の調査を実施し、必要に応じて発生を防止する措置をとってください。	食料を取り扱う区域及び排水槽、廃棄物の保管設備周辺等のねずみ等が発生しやすい箇所について。2ヶ月に1回、生息状況等の調査を実施し、必要に応じて発生を防止する措置をとってください。
様式集 様式 9-4-1	注2 県が提示した指定期間の委託料上限額（369,821,000円）を上回る額を記載しないこと。	注2 県が提示した指定期間の委託料上限額（72,774千円）を上回る額を記載しないこと。